

空家等の情報提供にかかる協定書

吉 川 市

公益社団法人全日本不動産協会

埼玉県本部県東支部

空家等の情報提供にかかる協定書

吉川市（以下「甲」という。）と公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部
県東支部（以下「乙」という。）は、吉川市内の空家等の情報提供に関して、
下記のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、甲が、所有者等の同意に基づき吉川市内に所在する空家等
の情報を乙に提供し、また、乙が当該情報を活用することによって、空家等
の有効利用に資するとともに、空家等が管理不全な状態になることを防ぎ、
市民の安全で安心な生活を確保することを目的とする。

（甲の役割）

第2条 甲は、市民等から報告を受けた適正な管理が行われていない空家等の
情報のうち、所有者等の同意が得られたものについて、乙に提供するもの
とする。

（乙の役割）

第3条 乙は、甲から情報提供を受けた空家等の活用方策等を検討するととも
に、所有者等と相談のうえ、当該物件を有効活用することができるよう努め
るものとする。

（情報提供の内容）

第4条 甲は、当該空家等について甲が保有する情報で、所有者等の同意が得
られたものについて、別紙様式により乙に情報提供するものとする。

（苦情または紛争の処理）

第5条 この協定に基づく業務に関して苦情又は紛争が発生した場合には、甲
乙協議の上、処理するものとする。ただし、空家等情報提供後の事項につい
ては、乙の責任において処理するものとする。

(協定の解除)

第6条 甲又は乙は、この協定に違反したときは、催告しないで協定を解除することができる。なお、協定の解除により、乙に損害が発生した場合であっても甲はその賠償の責を負わない。

(本協定に関する窓口)

第7条 本協定にかかる業務については、公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部県東支部を窓口として行う。

(その他)

第8条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲と乙が協議して決める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

平成31年3月28日

甲 埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地
吉川市
吉川市長

中原 寛



乙 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目10番4号
全日埼玉会館
公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部県東支部
支部長

西村 義雄



様式

適性な管理が行われていない空家等の情報

情報提供日				
情報提供番号	第 号			
物件所在地	吉川市			
	種 別	所有者・管理者・その他 ()		
	住 所			
	氏 名			
	電話番号			
土地登記情報	所 在		地 番	
	地 目		地 積	
	権利者住所		氏 名	
	登記原因		登記年月日	年 月 日
	登記原因			
	抵当権等	権 利 者		
		設 定 日		
備 考				
建物登記情報	建 物	有 ・ 無		
	所 在		家屋番号	
	種 類			1階 2階
	構 造			延床
	権利者住所		氏 名	
	登記原因		登記年月日	年 月 日
	抵当権等	権 利 者		
設 定 日				
備 考				
家屋の状態				
その他の特記事項				
認定日	年 月 日	現地調査日	年 月 日	
処理日	年 月 日	事務取扱者	年 月 日	